先な

一、定款変更ノ件
二、会社ハ以後金融セス
三、運転資金融通ノ件
四、借用物件移転ノ件
五、新会ノ件
六、業務ノ件
労働組合ノ結成ニ付テハ先般来会社ト協議セシニ於テ労方
組合代表者ハ各隊ノ上覚書作成ニ同時解決ス。
協定条件
一、会社ハ労組ノ存在ヲ認メ事前了解ヲ要ス
一、昭和廿一年六月以後ハ通知ヲ要スルモノ休日ハ従業員ト同二フ
承認ス
一、従業員ハ全員組合員採用時ヨリ加入

✓

勝ヤノ意見提出セラル
一、会社ハ本件通達ノ趣旨ニ拠リ十二月間ノ残業手当ヲ支給シ採用ノ件
以上ノ件、
一、従業員ノ賃金ハ三十万円ヲ限度トシ各々人相対
二、二十万円ヲ以テ支払フ
(一)小切手ヲ以テ支払、（十九日）
決定後、翌日ヨリ四日迄ノ二回
労働組合、 二名（内女二名）
会計、 会見（会計係ヨリ報告）
業務部
昨年来ヨリ業績不振ノ為メ損失甚大ナルニヨリ経営難ニ陥リ二月
九日会社ノ解散スルニ至リ依ツテ整理ノ件ニ付キ従業員